

(仮訳)

共同声明
第5回日アセアン特許庁長官会合
2015年5月25日 奈良

“アセアンと日本における持続可能な経済成長のための産業財産権協力”

1. アセアン加盟国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ及びベトナム）の知財庁と日本特許庁（以下、“パートナー”という）は、第五回日アセアン特許庁長官会合を2015年5月25日に奈良（日本）で開催した。
2. パートナーは、アセアンと日本の長年に亘る強固な結びつきを踏まえ、共栄と相互の発展のためにパートナー間の産業財産権協力の更なる強化の重要性を再確認した。
3. パートナーは、異なるレベルの経済発展及び能力と異なる国内法体制を考慮の上、日本とアセアンの持続的な経済発展に向け、貿易と投資の円滑化、イノベーションと技術移転の促進における産業財産制度の重要性を認識した。
4. パートナーは、日アセアンの知財協力の深化が、各国での知財の利用を通じてアセアンをイノベーティブかつ競争力ある地域へと変化させ、国際的な知財コミュニティにおいてこの地域が活動的なプレーヤーとして存続することを確保することにより、アセアン経済共同体の実現に資するものであることを強調した。
5. このため、パートナーは、日アセアン協力プログラム2015-2016と、2016年以降も産業財産権協力を更に深化させることを確認した。
6. パートナーは、第6回日アセアン特許庁長官会合を2016年7月に行われる第50回アセアン知的財産協力ワーキンググループ会合の際に開催することを再確認した。